

学習コンテンツ 利用の手引き

コンテンツタイトル 知的財産権

対象 高校生

学習のねらい 知的財産権の歴史、内容、必要性を理解する

学校で指導する際の学習展開例

	生徒の学習活動とスライド等の番号	指導上の留意点
導入	○スライド1～3 学習内容の全体像を把握する	・事前に、知識や意識に関するアンケートを実施し、身近な問題であるという意識を持たせるよう配慮する。
展開	○スライド4～6 産業財産権の概要 ○スライド7～12 日本における特許法の歴史 ○スライド13～22 産業財産権が社会に与えた影響	・著作権との相違点を明確にする ・特許に関する法律以前の権利の守り方にについて説明することで、権利を守る視点が江戸時代にも存在したことを明確にする ・日本における特許権や実用新案権の必要性について強調する ・1つの発明が、その地域や企業を長きに渡って発展させること、知的創造サイクルの大切さを意識させる
開拓	○スライド23～30 著作権の概要 ○スライド31～38 著作権クイズ	・誰もが持つ権利であることを明確にする ・「〇〇してはダメ」に終始するのではなく、無断で行なうことに対する問題があることを、理解させる。 ・著作権に含まれるさまざまな権利の必要性について、考えさせながら説明する。 ・さまざまな行為が、どのような権利の侵害になるのかを考えさせながら説明する。 ・条文を通して、各権利の内容を明確にする
まとめ	・学習したことを、今後の自分にどのように生かしていくかについて考える。	・学習で感じたことを数名の生徒に発表させ、共通認識をもたせる。

コンテンツに必要な環境

掲示用パソコン、Power Point、プロジェクタ、スクリーン学習コンテンツの解説

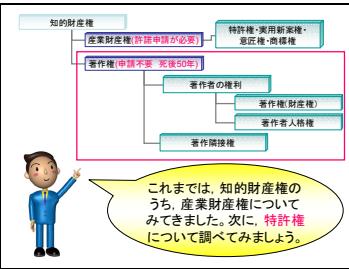
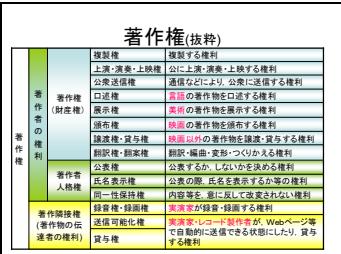
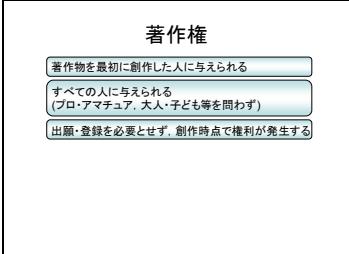
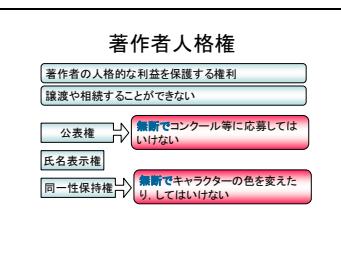
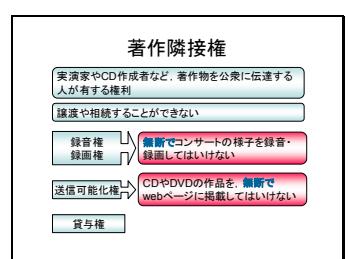
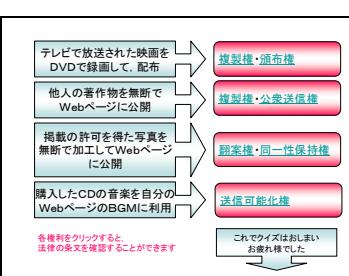
学習コンテンツの解説

著作権の授業は、「〇〇はダメ」のように、べからず集的な授業になることが多い。そのような授業では、生徒には「著作権は難しい」「煩わしい」という思いばかりが募り、権利を守ろうとする意識は育たないのでないかと考える。そこで、著作権は知的財産権の一つであることを踏まえ、知的財産権を保護することの必要性を強調する中で、著作権を守ることの必要性を、意識させたい。その際、独立行政法人工業所有権情報・研修館発行「特許から見た産業発展史」を用いて、産業財産権について学習しておくとよい。

また、プレゼンテーションファイルは、「産業財産権の概要」「日本における特許法の歴史」「産業財産権が社会に与えた影響」「著作権の概要」「著作権クイズ」に分かれているので、授業展開に合わせて、必要に応じて、部分的に使用するとよい。

スライド1 	スライド2 	スライド3
タイトル	学習内容の紹介	メニュー画面
スライド4 	スライド5 	スライド6
知的財産権の分類	知的財産権における、産業財産権の位置づけの確認	産業財産権の概要 スライドをクリックすると、スライド3へジャンプ
スライド7 	スライド8 	スライド9
産業財産権確立の歴史への導入	江戸時代における、権利を守るしくみの説明	日本における特許法の必要性

<p>スライド 10</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>知的財産権に関する法律がなかったための弊害</p> <p>紳士商品が大量に輸入されていた。 外国人に負けないため作られた、ガラ新機械を発明 第1回内国勧業博覧会で黒田新機械を贈与 人々の目を集め、多くの模倣品が出現する 貧窮のあえぎ、一生を終る</p> <p>ヘボン博士「和英技術集成」を完成(1851) 辞典のコピーが大量に出回る</p> <p>偽ブランドや模倣品が増加する 粗悪な商品が豊富に出回る 多くの分野で、商品の品質や技術の管理ができなくなろうとしていた 技術水準が低い模倣品のため、製造者の技術が向上しなかった 商工業のモルヒネでした。</p> <p>粗悪品や模倣品による品質低下のため、重要輸出産業品の価格が暴落した</p> </div> <p>知的財産権がなかったことによる弊害の紹介</p>	<p>スライド 11</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>法律の整備 不平等条約改正のために法整備が必要</p> <p>世界初の特許法 1474年 ベネチア共和国 発明者条例 商標権 1864年 商標条例 特許権 1885年 専売特許条例 意匠権 1887年 意匠条例 パリ条約(工業所有権の保護に関する条約)加盟 1893年 実用新案権 1905年 実用新案法 著作権 1905年 著作物法 ベルヌ条約(文学的および美術的著作物に関する条約)加盟 1905年</p> </div> <p>法整備の歴史</p>	<p>スライド 12</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>不平等条約 関税自主権がない : 関税を自主的に決めることができない 治外法権 : 諸を犯した外国人を取り締まることができない</p> <p>不平等条約の撤廃 外国人も含めた特許の保護 特許法等の制定 日本の産業の発展</p> </div> <p>法整備の必要性のまとめ スライドをクリックすると、スライド3へジャンプ</p>
<p>スライド 13</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <p>このように整備された産業財産権の結果、産業や社会はどのように発展したのでしょうか。</p> </div> <p>産業財産権が社会に与えた影響の導入</p>	<p>スライド 14</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>産業財産権保護による発展(高林謙三)</p> <p>高林謙三(1831~1901)が製茶再燃器械を開発 埼玉県狭山・静岡で技術導入 現在、狭山・静岡はお茶の名産地</p> </div> <p>高林謙三による、製茶再燃器械の発明</p>	<p>スライド 15</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>産業財産権保護による発展(早川徳次)</p> <p>1915年 シャープペンシルを開発 1920年 実用新案取得 1926年 アメリカで特許取得 現在は シャープ(株)として発展</p> </div> <p>早川徳治による、シャープペンシルの発明</p>
<p>スライド 16</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>産業財産権保護による発展(松下幸之助)</p> <p>二股ソケット 実用新案取得 現在は 松下電器産業(株)として発展 発明・考案で得た利潤で、新たな発明・考案を行い発展させた</p> </div> <p>松下幸之助による、二股ソケットの発明</p>	<p>スライド 17</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>産業財産権保護による発展(高峰譲吉)</p> <p>1894年 タカジアスター(消化器)を製造・特許取得 アドレナリンの純粋分離成功・特許取得 1913年 「国民科学研究所」設立を提唱</p> </div> <p>高峰譲吉による、タカジアスターの特許取得</p>	<p>スライド 18</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>産業財産権保護による発展(理化学研究所)</p> <p>1917年 日本独自の発明・発見や技術開発を行うために設立 アソシン(殺虫乾燥剤)・ピクニン・ビクニン・ネオトン・殺虫剤・コランダム砂布・暗画感光紙・合成油・ビスチリング等の発明・製品化 1936年 設立19年で63社、121工場に拡大</p> </div> <p>理化学研究所における発展の概要</p>
<p>スライド 19</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>産業財産権保護による発展(ナイロン)</p> <p>1935年 デュポン社(米)がナイロンを開発 1951年 東洋レーポンが、ナイロンの特許実施権取得 ライセンス料 約金300万ドル+売上高の3% 3~4年で、ライセンス料の回収</p> </div> <p>デュポン社によるナイロンの発明</p>	<p>スライド 20</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>産業財産権保護による発展(トランジスタ)</p> <p>1948年 ベル研究所(米)がトランジスタを開発 1952年 東京通信工業が 特許実施権取得 トランジスタラジオの開発 江崎玲於奈が、エサキダイオードを開発 江崎玲於奈が、トネル効果理論でノーベル賞受賞</p> </div> <p>ベル研究所によるトランジスタの発明</p>	<p>スライド 21</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>産業財産権保護による発展(即席麺)</p> <p>1958年 安藤百福がチキンラーメンを開発 製造法に関する特許を取得 技術契約をした企業に対して特許の実施を認める より多くの企業が参画し、切磋琢磨することで、製品の品質向上、市場拡大、日本の産業育成をめざす カップヌードルの発明</p> </div> <p>安藤百福によるチキンラーメンの開発</p>

<p>スライド 22</p>  <p>このように、1つの発明をきっかけに、会社や社会が長年に渡って発展していくのです。</p> <p>産業財産権が社会に与えた影響のエンディング スライドをクリックすると、スライド3へジャンプ</p>	<p>スライド 23</p>  <p>これまでには、知的財産権のうち、産業財産権についてみきました。次に、特許権について調べてみましょう。</p> <p>知的財産権における、特許権の位置づけの確認</p>	<p>スライド 24</p>  <p>特許権は、大きく分けると、著作者が持つ財産に関する著作権、著作者の人格に関わる著作者人格権、著作物を広げるために貢献した人が持つ著作隣接権の3つに分けられます。これを細かく見いくと……</p> <p>特許権の学習への導入</p>
<p>スライド 25</p>  <p>著作権の内容の紹介</p>	<p>スライド 26</p>  <p>著作権の特徴の説明</p>	<p>スライド 27</p>  <p>著作権(財産権)の説明</p>
<p>スライド 28</p>  <p>著作者人格権の説明</p>	<p>スライド 29</p>  <p>著作者隣接権の説明</p>	<p>スライド 30</p>  <p>著作権を考えると、「してはいけないことはかり」と感じてしまうかも知れませんが、「無断でしてはいけないだけです。権利者の許諾を得て上手に活用しましょう。」</p> <p>著作権の説明のエンディング スライドをクリックすると、スライド3へジャンプ</p>
<p>スライド 31</p>  <p>著作権に関する、これまでの学習内容をクイズで確認してみましょう。</p> <p>著作権クイズへの導入</p>	<p>スライド 32</p>  <p>各行為が触れる権利についての確認 各権利をクリックすると、該当する条文を確認できます。 [これでクイズはおしまいお疲れ様でした]をクリックすると、スライド3へジャンプ</p>	

スライド 33	スライド 34	スライド 35
<p style="text-align: center;">複製権</p> <p>著作権法 第二十二条 著作者は、その著作物を複製する権利を有する。</p> <p>第九十六条 レコード制作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。</p>	<p style="text-align: center;">頒布権</p> <p>著作権法 第二十六条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。 2 著作者は、映画の著作物において複製されている他の著作物を該当映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。</p>	<p style="text-align: center;">公衆送信権</p> <p>著作権法 第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化）を行ふ権利を専有する。 2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。</p>
複製権に関する条文	頒布権に関する条文	公衆送信権に関する条文
スライド 36	スライド 37	スライド 38
<p style="text-align: center;">翻案権</p> <p>著作権法 第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。</p>	<p>同一性保持権</p> <p><small>著作権法 第二十二条 著作者は、その著作物及びその複製物の一冊を保持する権利を有し、その書に反してこれららの更変、別名その他の名前を付けることのないものとする。</small></p> <p><small>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該する改正については、適用しない。</small></p> <p><small>一 第二十九条第一項に規定する権利を有するものとの合併による権利の変更</small></p> <p><small>二 第二十九条第一項の規定により著作物を原出版社における権利又は権利の変更その他の変更で、学術研究の目的上やむを得ないと認められるもの</small></p> <p><small>三 延長的著作権による権利の変更</small></p> <p><small>四 著作権の譲渡による権利の変更</small></p> <p><small>五 著作権の譲り受けによる権利の変更</small></p> <p><small>六 二三に掲げるもののほか、著作者の同意なくしてその利用の目的及び性格に照らしむるに付しないと認められるもの</small></p> <p><small>第七十九条第三項の規定は、その実業家が同一の権利を保有する権利者と、自己の名前または声望を書くその実業の商標、実業の性質並びにその利用の目的及び性格に付しないものとする。</small></p> <p><small>2 前項の規定は、実業の性質並びにその利用の目的及び性格に照らしむるに付しないと認められる改正又は公的な慣行に反しないと認められる改正については、適用しない。</small></p>	<p style="text-align: center;">送信可能化権</p> <p>著作権法 第九十二条の二 実業家は、その実業を送信可能化する権利を専有する。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる実業については、適用しない。</p> <p>一 第九十二条第一項に規定する権利を有するものとの合併による権利の変更</p> <p>二 第九十二条第一項の実業で行動の録音物以外のものに録音され、又は録画されているもの</p> <p>第九十六条の二</p> <p>レコード制作者は、そのレコードを送信可能化する</p> <p>第九十九条の二 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。</p>
翻案権に関する条文	同一性保持権に関する条文	送信可能可権に関する条文
スライド 39	スライド 40	
 <p>以上で、知的財産権についての授業は終わり。今後は、知的財産権を意識した行動を取ってください。</p>	<p style="text-align: center;">参考文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 明治学院大学ボランティアセンター http://volunteer.megijuku.ac.jp/welcome/heburn.html • 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 http://www2.acsso.or.jp/ • 特許から見た産業発展史 独立行政法人 工業所有権情報・研修館 • 最新情報C 実教出版 • ケーススタディ 情報モラル 第一学習社 	